

京都スマートプロダクト認定事業取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、一般社団法人京都知恵産業創造の森（以下「当法人」という。）が実施する京都スマートプロダクト認定事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募等)

第2条 認定の選考（以下「選考」という。）は、公募により行うものとする。

2 選考の実施時期、基準、手続等については当法人理事長（以下「理事長」という。）が別に定める。

(応募資格等)

第3条 本事業の選考に応募できる者は第1号に該当する者とし、応募の対象となる製品、サービス（以下「製品等」という。）は第2号に該当するものとする。

(1) 自社製品等として製造の全部又は一部を行っている京都府内に事務所又は事業所を置く次のいずれかの者

ア 中小企業基本法第2条第1項に該当する中小企業者

イ 有限責任事業組合契約に関する法律に基づく有限責任事業組合

(2) 対象製品等

ア 製品等の製造や使用の段階において環境負荷が低くエコが認められ、脱炭素化に資する製品等、又はこれらの製品等を製造する機械装置

イ AIやIoT等の先端技術を活用するなどより快適な暮らしを実現するスマートシティの推進に相応しい製品等、又はこれらの製品等を製造する機械装置

ウ ウェルビーイングや包摂性の向上、社会課題や地域課題解決の貢献に資する製品等、又はこれらの製品等を製造する機械装置

(周知期間)

第4条 応募のあった製品等は、選考までの一定の期間、広く一般に周知し意見を求めるものとする。

2 前項の実施期間、手続き等必要な事項は、理事長が別に定める。

(選考)

第5条 選考は、書面審査及びプレゼンテーション審査により行うものとする。

2 選考は、当法人が設置する京都スマートプロダクト認定製品等選考審査会において行う。

3 選考に当たって、応募内容を確認するため必要と認められる場合は、当法人の事務局職員があらかじめ現地調査を行うことができるものとする。

(認定)

第6条 理事長は、前条の選考結果を勘案し、京都スマートプロダクトの認定を行うものとする。

2 前項の認定を行った製品等については、企業名、製品等名その他必要な事項を京都スマートプロダクト認定製品等登録簿に登録するものとする。

(変更の届出)

第7条 認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、認定を受けた製品等の申請に係る事項に変更が生じたときは、当該変更事由が生じた日の翌日から30日以内に、別紙様式第1号によりその事由を理事長に届け出なければならない。

(認定廃止の届出)

第8条 認定事業者は、次の事由が生じたときは別紙様式第2号により認定廃止を理事長に届け出なければならない。

- (1) 認定を受けた製品等が製造されなくなったとき
- (2) 認定を受けた製品等が推奨基準を満たさなくなったとき

(認定の取消)

第9条 認定された製品等が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は認定を取り消すことができる。

- (1) 推奨基準を満たさなくなったとき
- (2) 認定事業者が廃業したとき
- (3) 認定製品等が他の者の権利を侵害していることが明らかになったとき
- (4) 虚偽、不正の手段により認定を受けたことが明らかになったとき
- (5) 認定製品等の製造又は販売に不正があったとき
- (6) 認定製品等の製造を行わないことが明らかになったとき
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の法令違反していることが明らかになったとき
- (8) その他、故意又は重大な過失により京都スマートプロダクト認定製品等としての信用を著しく傷つける行為があったとき又は認定製品等として理事長が不適当と認めたとき

(紛争)

第10条 認定された製品等に紛争が生じた場合は、当事者間で処理するものとする。

(認定事業者の責務)

第11条 認定事業者は、認定製品等が推奨基準を満たすよう品質及び性能を維持しなければならない。

(認定製品等のPR等)

第12条 当法人は、認定製品等の情報発信に努めるとともに、販路開拓や事業成長の取組を支援するものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和元年8月28日から施行する。
- 2 第7条から第13条の規定については、京都エコスタイル製品認定事業者にも遡及して適用する。
- 3 この要領は、令和7年7月17日から施行する。

別紙様式第1号

京都スマートプロダクト認定製品等変更届出書

年 月 日

一般社団法人 京都知恵産業創造の森理事長 様

所在地

企業名 (商号)

代表者名 ㊟

認定番号

認定を受けた製品等について、次の事項に変更が生じたので届け出ます。

変更事項	変更内容

- (備考)
- 1 「変更事項」欄には、製品等名、製造工程、原材料、用途など、該当する項目を記入してください。
 - 2 「変更内容」欄には、当該項目に係る具体的な変更内容を記入してください。

京都スマートプロダクト認定製品等廃止届出書

年 月 日

一般社団法人 京都知恵産業創造の森理事長 様

所在地

企業名 (商号)

代表者名 ⑩

認定番号

認定を受けた製品等について、次の事由が生じたので廃止を届け出ます。

事 由	内 容
ア 認定製品等が製造されなくなった	
イ 認定製品等が推奨基準を満たさなくなった	

- (備考)
- 1 「事由」欄は、該当する項目に○を付してください。
 - 2 「内容」欄には、当該事由に係る具体的な内容を記入してください。